第一章第五節を次のように改める。

第五節　削除

第二十二条　削除

第一章第六節を削る。

第六十二条を次のように改める。

第六十二条　削除

第七十七条を次のように改める。

第七十七条　削除

様式第三十二を次のように改める。

様式第三十二　削除

様式第三十二の二を削る。

様式第五十三を次のように改める。

様式第五十三　削除

様式第六十五を次のように改める。

様式第六十五　削除

（共通構造部型式指定規則の一部改正）

第八十六条　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とする。

第五号様式を削る。

（船員に関する障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第八十七条　船員に関する障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

別記様式を削る。

（国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正）

第八十八条　国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八条」を「第四十七条」に改める。

第二十三条中「証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

第四十八条を削る。

「

国土交通大臣　　印

（地方整備局長／北海道開発局長）

を「都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長　　印」

第十一号様式中

都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長　　印」

に改める。

第十八号様式を削る。

（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第八十九条　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成三十年国土交通省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「証明書」の下に「（国土交通省の職員が携帯するものを除く。第三項において同じ。）」を加える。

（国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正）

第九十条　国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条　削除

第四十七条第六項及び附則第六条第三項中「第二十一号様式」を「第十九号様式」に改める。

附則第八条を削り、附則第九条を附則第八条とする。

附則第一号様式を削る。

第十九号様式及び第二十号様式を削り、第二十一号様式を第十九号様式とする。

（国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第九十一条　国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部改正（平成三十一年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項及び第三号様式を削る。

（賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第九十二条　賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則（令和二年国土交通省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条」を「第四十一条」に、「第四十三条―第五十一条」を「第四十二条―第四十九条」に、「第五十二条」を「第五十条」に改める。

第三十条第三号中「第四十五条第三号」を「第四十四条第三号」に改め、同条第六号中「第四十五条第六号」を「第四十四条第六号」に改める。

第四十二条を削り、第四十三条を第四十二条とし、第四十四条から第四十八条までを一条ずつ繰り上げる。

第四十九条第一項中「別記様式第十四号」を「別記様式第十三号」に改め、同条を第四十八条とし、第五十条を第四十九条とする。

第五十一条を削り、第五十二条を第五十条とする。

別記様式第十三号を削り、別記様式第十四号中「第四十九条」を「第四十八条」に改め、同様式を別記様式第十三号とする。

別記様式第十五号を削る。

（特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令の一部改正）

第九十三条　特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関する省令（令和二年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条及び別記様式を削る。

（国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部改正）

第九十四条　国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和五年国土交通省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条及び様式第十一を削る。